

衆議院 議院 運営 委員会 議 録 第三十八号

令和三年五月二十一日(金曜日)

午後二時開議 (衆議院規則第六十七條の二による)

出席委員

- 委員長 高木 毅君
- 理事 御法川信英君 理事 盛山 正仁君
- 理事 松本 洋平君 理事 井上 貴博君
- 理事 福田 達夫君 理事 井野 俊郎君
- 理事 小川 淳也君 理事 青柳陽一郎君
- 理事 佐藤 英道君
- 理事 武井 俊輔君 理事 武部 新君
- 理事 根本 幸典君 理事 屋良 朝博君
- 理事 塩川 鉄也君 理事 青山 雅幸君
- 理事 浅野 哲君

委員の異動

- 五月二十一日
- 補欠選任 大島 理森君
- 赤松 広隆君
- 西村 康稔君
- 岡田 憲治君
- 同日
- 補欠選任 屋良 朝博君
- 青山 雅幸君
- 同日
- 補欠選任 武内 則男君
- 遠藤 敬君
- 同日
- 補欠選任 屋良 朝博君
- 青山 雅幸君

本日の会議に付した案件  
新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置の区域変更の事前報告に関する件

○高木委員長 これより会議を開きます。  
この際、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置の区域変更について、西村国務大臣から事前報告を聴取いたしました。西村国務大臣、

○西村国務大臣、各党の皆様におかれましては、政府の新型コロナウイルス感染症対策に御協力を賜り、御礼申し上げます。  
全国の各都道府県の新規陽性者数を見ると、横ばいや減少傾向にある県が見られる一方、引き続き増加傾向にある地域も多く、感染力の強い変異株が広がる中で、多くの地域で病床が厳しい状況にあり、重症者数や死亡者数も増加傾向が続いております。政府として、極めて強い危機感を持って対応し、何としても感染拡大を抑え込む必要があると考えております。

特に、沖縄県においては、新規陽性者数が非常に多く、その直近の伸び率も高く、病床利用率や療養者数が非常に高い水準であるなど、複数の指標でステージ4相当であることから、緊急事態措置を実施すべき区域に追加する必要があります。県からも緊急事態措置の適用について要請をいただいております。酒類の提供の停止や、県をまたいだ移動、特に県外からの来県者の自粛要請を含めた強い措置が必要と考えております。

また、愛媛県については、県独自の取組として四月当初から営業時間短縮要請を行い、四月二十五日から蔓延防止等重点措置を実施してきたことで、新規陽性者数は一桁台まで減少し、病床利用率もステージ2相当が視野に入るなど、ほとんどの指標でステージ2相当以下であることから、蔓延防止等重点措置を実施する必要がなくなつたと認められます。

このような状況を踏まえ、本日、基本的対処方針分科会を開催し、五月二十三日から六月二十日

までを期間として、緊急事態措置を実施すべき区域に沖縄県を加えること、また、五月二十三日以降、蔓延防止等重点措置を実施すべき区域から愛媛県を除外することについて、御了解をいただきたいところであります。これを受け、この後、政府対策本部を開催し、これらについて決定したいと考えております。

このほか、本日の分科会では、インドで最初に確認された変異株を踏まえ水際対策を強化すべく、抗原検査キットの活用など検査を拡充すべく、蔓延防止等重点措置をより柔軟に適用できるように運用の在り方を見直すべきといった御指摘をいただきました。こうした議論も踏まえ、感染拡大防止策の強化に取り組んでまいります。

なお、岐阜県からは緊急事態措置の適用について要請があり、茨城県からは蔓延防止等重点措置の適用について改めて要請がありました。

まず、岐阜県については、病床利用率は高いものの、入院率が高いことにも表れているように、これまで基本的に陽性者を全て入院させる方針を取っているためであり、自宅療養者はゼロであること、また、蔓延防止等重点措置で酒類提供を停止するなど緊急事態宣言と同等の強い措置により繁華街の出入が減少傾向にあるとともに、新規陽性者数は愛知県の影響もあり高い水準であるものの、愛知県において今週末から大型商業施設の土日休業を要請するといふ対策強化を行う方向にあること、私自身、中京圏の経済団体に対し、テレワークの徹底等による出勤者の七割削減を直接強く要請したこと、引き続き、岐阜県と連携して状況やデータの分析を進めてまいります。

また、茨城県については、療養者数及び陽性率がステージ2相当であることを含めて全ての指標でステージ3相当以下であり、急激に感染拡大している状況ではないと見られること、また、県独自の

自の施策として飲食店に対する二十時までの営業時間短縮要請等に取り組んでいることから、引き続き、他の都道府県も含め、各県と連携して状況やデータの分析を進め、徹底した感染防止策を講じつつ、必要となれば機動的に対応していくことといたします。

国民の皆様への命と健康を守ることを第一に、都道府県と緊密に連携しながら、感染拡大の防止に向けた取組を徹底してまいります。各党の皆様におかれましては、何とぞ御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

○高木委員長 ただいまの事前報告について発言を求められておりますので、順次これを許します。井上貴博君。

○井上貴博委員 自由民主党の井上貴博です。時間ありませんので、四問まとめて質問をさせていただきますというふうに思います。

まず最初に、本日、ファイザーに加え、モデルナ、アストラゼネカが承認されると聞いております。新型コロナウイルス対策は、迅速なワクチンの接種の完了にもう尽きるものだというふうに感じております。

そういう中で、各地で集団接種が行われるというところも聞いております。福岡市でも、五月二十八日から集団接種会場を五時間延長し、七月から二十四時間体制で行うように計画をさせていただいております。そういう中で、全国でも三十か所以上、集団接種会場をやらせてお聞きしておりますが、その中で、予診票の記入、問診、接種という流れの中で、そのオペレーションがどのように行われることが一番効率的なのかというのを厚生労働省は明確に持っていらっしゃると思います。

そういう中で、その御指示をまずいただきたい

あわせて、事業規模に応じた協力金あるいは雇用調整助成金などでも対応してきているところであり、地方創生臨時交付金を三千億円配分して、地域ごとに地域の事情に応じた支援を講じていただいているところがあります。

いづれにしても、感染状況、経済的影響をしっかりと見ながら、予備費の四兆円の活用も含めて、必要な対策を機動的に講じていきたいというふうな考えでおります。

○塩川委員 雇用調整助成金、休業支援金の五月からの縮小を撤回し、維持、拡充、延長、遡及適用を強く求めたい。いかがでしょうか。

○西村国務大臣 厚生労働省におきまして、雇用金やあるいは休業支援金など、適切に判断し、対応していくものと考えておりますけれども、今回、沖縄県を六月二十日まで緊急事態宣言措置の対象地域としたことも含めて、感染の状況、経済への影響などをしっかりと見極めながら、そうしたものを踏まえながら、私の立場でも、田村大臣と連携して対応していきたいというふうな考えでおります。

○塩川委員 時間が参りましたので、終わります。

○高木委員長 次に、青山雅幸君。

○青山雅幸委員 日本維新の会・無所属の会、青山雅幸です。

私は、国がやるべき対策を放置していることについて、まずお聞きします。  
やるべきことは、二つだけです。介護施設での防疫対策、そして都道府県の枠を超えた医療融通体制の構築です。

重症者の圧倒的多数は高齢者。しかも、その大半は、実は介護施設でのクラスター発生によるものです。対策は施設への感染流入を防ぐことで、これは施設従事者への頻回な抗原検査で防げます。

海外からの観光客受入れを再開しましたギリシャは、全民間部門の全従業員に週二回の頻度で義務づけております。抗原検査を。ところが、日

本では、感染拡大地域でさえ、二週間に一度、介護施設に対して任意で呼びかけているにすぎません。これでは効果が薄い。

また、EUでは、既に、昨年三月、州境、国境越えの移送を実施しております。フランスでは、TGVを改造して、州を越えて移送しています。

この点、総理に、四月二十三日、質疑しました。総理は、オール・ジャパンで取り組む、こう言われたにもかかわらず、厚労委員会が田村大臣と質疑しますと、後ろ向き、できない言い訳ばかり述べておられます。

四五百人の重症者用病床を確保し、重症者は千五百人。三万の入院用病床を確保し、一人一人しか使っていないのに医療逼迫。不思議でなりません。そして、若者が放置死されている有様です。

ドイツのハイコ外相は、昨年四月、友人であるイタリアのそばにいるのだから、共に戦うしかないと言っており、緊急救命機をイタリアに派遣して、患者を受け入れていました。

日本は、都道府県境を越えれば友人ではなくなるのか、共に戦う仲間ではなくなるのでしょうか。国民に負担を呼びかける前に、政府はまずやるべきことをやるべき、そう思いますが、いかがでしょうか。

○西村国務大臣 国民の皆さんの命を守ることは最も大事なことでありますので、私どもも、高齢者施設、あるいは医療の広域連携を含めて、それぞれの都道府県で取り組んでいることを支援しながら対応してきているところであります。

御指摘の、高齢者施設への集中的な検査、二月から三月に行ったところでありますが、強制がなかなかできない中で、多くの事業者、施設の皆さんが協力に応じていただいで、集中検査を実施いたしました。

また、現在、四月から六月にかけても、大都市の自治体はもとより、そのほかの自治体においても、集中的な実施計画を策定し、定期的な検査を実施してきているところであります。

さらに、抗原検査キットを活用して、八百万回

分確保しておりますので、これを事業者に応じた配分するということが可能な限り早く進めることとしておりますし、それぞれの事業者で、リスクがある場合、一人でも陽性者が認められた場合など、これは行政検査として全額公費負担で対応できることとなっておりますし、また、それぞれの施設で感染防止策を講じたことに対して予算措置などを講じているところであります。

いづれにしても、一時期に比べて、こうした取組もあつて、高齢者施設でのクラスターは減ってきておりますし、また、もちろん油断はできないわけでありませんが、今後、高齢者向けのワクチン接種が進む中で、重症化、そしてさらには感染防止にもつながっていくものと思っております。

そして、御指摘の広域搬送についてであります。全くないうけではなく、例えば、滋賀県が大府から患者を受け入れていただいで搬送した例もございまして、鳥取県が兵庫県から受け入れるという意向を示されたり、あるいは神奈川県が大阪から受け入れるというふうなこともございました。

ただ、搬送時間が長くなることに伴う身体への負担とか、様々な課題もありますので、広域連携も含めて、私ども、医療提供体制をしっかりと確保し、対応していきたいというふうな考えでおります。

○青山(雅)委員 今御紹介があつた高齢者施設への抗原検査、頻度が全く足りません。そして、大阪から滋賀への移送というのはいずれの状況である。全く体制構築されていないに等しい状況であることは素直にお認めいただいた上で、きちんとやるべきことをやっていたらだかれば、比較すれば本県の感染者レベルは欧米に比べれば、比較すればやはり少数である、そこを、国民にこれだけ負担をかけてしまっていることについて、政府は真摯に反省すべきです。その点を指摘しまして、質問と代えさせていただきます。

○高木委員長 次に、浅野哲君。

○浅野委員 国民民主党の浅野哲でございます。よろしくお願ひいたします。

まず、通告しておりませんが、一問伺います。先週に引き続き今回も、二度目の蔓延防止等重点措置の適用申請をした茨城県が適用になりませんでした。これは、現場からも強い抗議の声が届いております。

大臣は、先ほど、療養者数や陽性者数がステージ2相当であることを理由に挙げられておりましたけれども、重症者病床や、あるいは濃厚接触者以外の感染者、つまり追跡できない感染者の割合はステージ3と、かなり危険な状況が続いております。

岐阜県と茨城県、今回適用しなかつた都道府県について、是非適用をお願いしたいと思っております。いかがでしょうか。

○西村国務大臣 御指摘のように、岐阜県知事、そして茨城県知事から要請をいただきましたので、私ども、知事の意向をしっかりと受け止めながら、分析を進めました。

その上で、御指摘がありましたけれども、岐阜県は確かに感染者の数が非常に多い状況で、先ほども申し上げたとおり、愛知県の影響も非常に強いということもございまして、愛知県が対策を強化していくということ。そして、茨城県の場合、御指摘のように、感染者のレベル自体は、大きな県です。日々、五十人、六十人と感染が出ています。万人当たり十五人、そしてほぼ横ばいの数字になっているものから、全国で三十番目、ぐらいの十万人当たりの感染者の数でもあります。そういつたことを踏まえて、本日、分科会にもこうしたことを御説明し、専門家の皆さんから御了解をいただいたところであります。

ただ、御指摘のように、感染状況として病床の状況、私ども警戒を持って見えておりますので、引き続き、県としっかりと連携し、分析を進めながら、必要となれば機動的に対応していきたいというふうな考えでおります。

○浅野委員 五月十九日のアドバイザリーボードの資料の中では、流行の早い段階から対策を進めることが重要だと、政府自身がそのように申し出ております。更に加えて、この立法府の意思として、新型インフル特措法附帯決議第三項、地方から要請があった場合には、その意向を最大限尊重せよというのをつけさせていただいております。是非、地方自治体の意思をしっかりと尊重していただきたい。

そして、その上で次の質問ですけれども、今、金曜日に蔓延防止等重点措置あるいは緊急事態措置の判断が続いております。ただ、一週間に一回だけで、都道府県が判断してから実際に効力が発動するまで、長い場合だと一週間くらいかかるケースもあります。是非、判断する頻度を上げていただきたい。

また、実際に会議が開けないという場合があるかもしれませんが、今はネットを使った会議もできます。是非、意思決定の頻度をもっと高めていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○西村国務大臣 御指摘、しっかりと受け止めたというふうに思います。

この日々の感染者の数、これも、土曜日、日曜日はどうしても検査数が少なくなったりします。で、前半の日、月、火はどうしても感染者の数が少ない、水、木、金くらいで陽性者の数が多く出てくる、平日で検査をしっかりと受けていることですので、どうしても曜日のばらつきがあることと。

それから、全国の病床の体制、厚労省が、金曜日に、毎週木曜日の夜から金曜日にかけて最新のものを整理して、公表することになっております。

もちろん、感染拡大している県あるいは要請のあった県については、日々我々はやり取りをしておりますので、それを待つことはないんです。全国の状況を判断していく上で、どうしても週後半になつてくるというのはありますけれども、御指摘のように、それぞれの知事からの要請、沖縄

県の場合はおとといありましたので、今回こういう早い対応になっておりますけれども、以前から茨城県を始め要請を受けておりますので、そうした要請も踏まえながら、できる限り機動的に対応していきたい。

国会にも場合によってはこういう形で無理をお願いする場面もあるかもしれませんけれども、機動的に考えていきたいというふうに思います。

○浅野委員 最後の質問です。

今の答弁を聞いても、政府の意思決定はある程度スピード感の制約がございます。

先週も申し上げましたが、全国一斉に緊急事態の対象とし、各都道府県知事にその判断の裁量を委ねる、そして機動的な対策を講じてもらう、この対策方法はいかがでしょうか。

○西村国務大臣 今回、緊急事態宣言、大型連休前に考えるに当たって、去年は、全国一斉に、一律をお願いをしましたので、私自身、全国に緊急事態宣言を発出することも含めて、様々な対応を検討いたしました。

その上で、今、それぞれの県で、臨時交付金を使って県独自の、県民が県内観光を行うところとを支援している県が十二県あります。それから、国の支援策を使っているところも七県あります。これらの県も含めて、全国一律に、外出自粛であったり、非常に強い措置、私権の制約を伴う強い措置を講じていいのかということも考えた上で、やはり厳しいところに緊急事態宣言なり蔓延防止等重点措置を発出するというふうに考えたところであります。

いずれにしても、今の状況、今日の状況は、横ばい、減少している県も、幾つかというか、かなり出てきております。一方で、拡大している県もあるわけでありまして、そうした状況を日々見ながら、専門家の意見を聞いて、適切に判断をしていきたいというふうに考えております。

○浅野委員 終わります。ありがとうございました。

○高木委員長 これにて発言は終わりました。本日は、これにて散会いたします。午後二時四十四分散会